# 令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19 年法律第94 号)第３条第１項及び第22条第１項の規定により，健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

**【知名町の概要】**
**○「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回っており健全な状態です。**
**○「資金不足比率」について、赤字となった公営企業はありません。**

## １　健全化判断比率

（単位：％）

| 項目 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---|---|---|---|---|
| 知　名　町 | ― | ― | 11.8 | 9.2 |
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

備考　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 ― 」を記載しています。

## ２　資金不足比率

（単位：％）

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---|---|---|
| 水道事業会計 | ― | 20.0 |
| 下水道事業会計 | ― | |
| 農業集落排水事業会計 | ― | |
| 知名町合併処理浄化槽事業会計 | ― | |

備考　資金不足額がない場合は、「 ― 」を記載しています。